

## 第124回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：令和6年6月27日（木） 13:30～16:40
2. 開催場所：日本電気協会 A会議室＋Web
3. 出席者：(敬称略・順不同)
  - 【委員長】 横山（東京大学） ※会議冒頭～Ⅲ. 議題 1. 出席者、議題の確認など
  - 大崎（東京大学） ※Ⅲ. 議題 2. 委員長の選任～
  - 【委員長代理】 大崎（東京大学） ※会議冒頭～Ⅲ. 議題 1. 出席者、議題の確認など
  - 【委員】 金子（東京大学）
  - 望月（大阪大学）
  - 横倉（武蔵大学）
  - 吉川（京都大学）
  - 今井（神奈川県消費者の会連絡会）
  - 松木（電気事業連合会）
  - 加藤（伏見委員代理：東京電力ホールディングス）
  - 川北（中部電力パワーグリッド）
  - 西田（関西電力送配電）
  - 中澤（電源開発）
  - 郡司（日本電線工業会）
  - 阿部（日本配線システム工業会）
  - 芳賀（全国電気管理技術者協会連合会）
  - 柘植野（西村委員代理：日本電設工業協会）
  - 松橋（全日本電気工事業工業組合連合会）
  - 清水（日本電力ケーブル接続技術協会）
  - 本吉（電気学会）
  - 中村（日本機械学会）
  - 奥村（日本電気協会）
  - 森田（電気設備学会）
  - 友澤（日本ガス協会）、
  - 増川（火力原子力発電技術協会）
  - 爾見（発電設備技術検査協会）
  - 大岡（日本非破壊検査協会）
  - 稲本（日本溶接協会）
  - 木田（日本風力発電協会）
  - 北林（日本内燃力発電設備協会）
  - 手塚（日本電気計器検定所）
  - 鷺津（小池委員代理：電気工事技術講習センター）

小笠原（野村委員代理：大口自家発電施設者懇話会）

【委任状提出】大河内（主婦連合会）、栗田（日本電機工業会）、本多（電気保安協会全国連絡会）、小井澤（電力土木技術協会）、亀田（太陽光発電協会）

【欠席】井上（電力中央研究所）、國生（中央大学）

【顧問】日高（東京電機大学）

横山（東京大学） ※Ⅲ. 議題 2. 委員長の選任 ～

【オブザーバー】横山（経済産業省電力安全課）

【傍聴者】渡邊（送配電網協議会）

【説明者】火力専門部会：田中、濱（関西電力）、澁谷、岡（JERA）、櫻井（日本電気協会）

配電専門部会：青山（中部電力パワーグリッド）、堀田（日本電気協会）

【事務局】吉岡、小林(幸)、永野、廣瀬（日本電気協会）

#### 4. 配付資料：

資料 No.1-1 日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和6年6月27日現在）

資料 No.1-1-2 日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和6年6月27日現在）

※審議後

資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程

資料 No.1-4 第123回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）

資料 No.2 日本電気技術規格委員会 令和5年度 事業報告（案）

資料 No.3-1 日本電気技術規格委員会 令和5年度 決算（案）

資料 No.3-2 日本電気技術規格委員会 令和6年度 予算（案）

資料 No.4 「小型汎用蒸気タービンの自己潤滑方式軸受潤滑装置」の廃止の要請について（火力専門部会）

資料 No.5-1 「火力発電所の耐震設計規程」改定（案）の承認及び国への改正要請のお願い（火力専門部会）

資料 No.5-2 国への要請文案（火力発電所の耐震設計規程）

資料 No.6-1 「JESC規格の定期確認について（案）」の審議・承認のお願いについて（配電専門部会）

資料 No.6-2 「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例（JESC E2007(2014)）」の定期確認に関する技術評価書（案）

資料 No.6-3 「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設（JESC E2008(2014)）」の定期確認に関する技術評価書（案）

資料 No.6-4 「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設（JESC E2011(202X)）」に関する技術評価書（案）

- 資料 No.6-5 国への要請文案ならびに電気設備の技術基準の解釈の改正案および民間規格のリスト化案
- 資料 No.7 外部への公告案について
- 資料 No.8-1 前回(第123回)JESCで承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果
- 資料 No.8-2 「系統連系規程」の改定についての外部公告に関するコメント及び回答等について
- 資料 No.9 国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧
- 資料 No.10 民間規格評価機関の適切性確認について(第29回電力安全小委員会 報告資料)
- 資料 No.11 経済産業省への要請書 文書例

## 5. 議事要旨：

### 5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が、委任状と代理出席者を含め 37 名であることが報告された。これにより、規約で定める定足数 26 名(委員総数の 3 分の 2 以上)を満たすことから委員会の成立が確認された。

### 5-2. 委員名簿の確認

事務局より、資料No.1-1に基づき、委員名簿について説明が行われ、確認した。

なお、今回は委員長及び顧問が選任されたため、委員会終了後に最新の内容の委員名簿を送付することとした。

### 5-3. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 電力安全課より横山係長の参加について報告があった。

### 5-4. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料の内容について説明後、委員会で本日の議題が資料No.1-2の競争法に関わるコンプライアンス規程第4条(禁止事項)に該当しないことが確認された。

### 5-5. 委員長の選任

任期満了に伴い、令和6年度～7年度の委員長の選任を行った。

事務局長より委員長の推薦について委員へ確認したところ、横倉委員から委員長として大崎委員の推薦があり、異議なく承認された。

## 5-6. 顧問の選任

大崎委員長より、委員長等として委員会活動に貢献された横山前委員長の推薦があり、事務局より関連規約の説明があった後、異議なく承認された。

## 5-7. 第 123 回委員会議事要録案の確認 (審議)

事務局より、資料No.1-4 に基づき、前回第 123 回委員会議事要録案について、説明が行われた。

審議の結果、本件は承認された。

## 5-8. 令和 5 年度 事業報告(案)について (審議)

事務局より、資料No.2 に基づき、令和 5 年度 事業報告(案)の説明が行われた。

審議の結果、本件は承認された。

## 5-9. 令和 5 年度決算(案)及び令和 6 年度予算(案)について (審議)

事務局より、資料No.3-1 及びNo.3-2 に基づき、令和 5 年度決算(案)及び令和 6 年度予算(案)について説明が行われた。

審議の結果、本件は承認された。

## 5-10. 「小型汎用蒸気タービンの自己潤滑方式軸受潤滑装置」の廃止の要請について (火力専門部会) (審議)

火力専門部会より、資料No.4 に基づき、「小型汎用蒸気タービンの自己潤滑方式軸受潤滑装置」の廃止の要請について説明があった。

審議の結果、本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

(質問：Q、回答：A)

Q1：P6、審議案件とは直接関係しないかも知れないが、「見直し（改定・廃止・確認）が長年なされていないことが、今般判明したため」との記載がある。5年以内に見直しを行うトリガーとなるものは何か。また、トリガーを基にして、ピックアップする仕組み（例えば、見直し対象のリスト作成）は何か。

A1：JESC 規格を5年以内に見直しを行うかどうかの基準は、「民間規格等制改定の審議に係る要領」である。この要領では、国の基準に関連付けられた、いわゆる「リスト化」された JESC 規格が、5年以内に見直しを行う対象となる。JESC 規格の見直し状況はリストで管理しており、毎年1月に見直し予定を規格作成団体に確認している。なお、要領には定められていないものの、国の基準に関連付けられていない民間規格についても、これに準じて5年以内を目安に見直し状況を確認している。

Q2：5年以内に見直しを行う対象の JESC 規格において、見直し漏れが起きた事例はあるか。

A2：今までに見直し漏れとなった事例はない。

Q3：P6、今回の資料において、「見直し（改定・廃止・確認）が長年なされていないことが、今般判明したため」との記載があったため、見直し状況が気になった。

A3：5年以内に見直しを行う対象は、電技解釈の「リスト化」された JESC 規格のみである。今回の審議案件は、火技解釈に引用されている JESC 規格のため、見直しの対象外である。従って、基準上の問題はない。

Q4：現在の規格には、解説において、制定の経緯、条項に関する補足の説明や解説等、どうしてそうなったかが書かれている。電技解釈になった場合は、結論だけが書かれる。最近の傾向として、電技解釈の解説にどうしてそうなったかの経緯等、細かい内容は書かれないのではないかと思うため、心配になった。周囲状況はある意味常識になっている又は教科書に書いてある等、電技解釈の文章があれば何も懸念がなければ良いが、どう考えるか。

A4：規格は、発電用火力設備の省令を満たすための解釈の例を示しているもので、ここに記載している通りに行わなければならないものではない。この様に行えば、省令を満たすという例である。また、本規格が廃止されても、JESC ホームページの「リスト C. (参考)廃止した JESC 規格のリスト」に掲載されるため、いつでも規格の閲覧は可能である。そのため、規格の解説が確認出来なくなることはない。なお、この規格がなくなった場合について、事前に一般社団法人ターボ機械協会を通じて、ユーザ、メーカーの 150 社程度の団体に確認したところ、規格が廃止される事によって困る方はいなかった。

#### 5-11. 「火力発電所の耐震設計規程」の改定について（火力専門部会）（審議）

火力専門部会より、資料No.5-1 に基づき、「火力発電所の耐震設計規程」の改定について説明があった。

また、資料No.5-2 に基づき、事務局より国への要請文案について説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A、コメント：C）

Q1：資料No.5-2、P1、国への要請書において、差出人が横山委員長となっている。今回の委員長選任で大崎先生が委員長となったが、差出人は横山委員長、大崎委員長のどちらとなるのか。

A1：本件の審議は大崎委員長が行うため、差出人は大崎委員長となる。

C1：資料No.5-2、P1、国への要請書において、添付資料欄 2. の規格の改定年が誤っているため、JESC T0001(2014)を JESC T0001(2024)に修正すること。

5-12. 「35kV 以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」、 「35kV 以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」の確認及び「35kV 以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」の改定について（配電専門部会）（審議）

配電専門部会より、資料No.6-1 に基づき、「35kV 以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」、「35kV 以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」の定期確認及び「35kV 以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」の改定について説明があった。

また、資料No.6-2～6-4 に基づき、事務局より国への要請文案について説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A、コメント：C）

Q1：資料No.6-5、P1 国への要請書の添付資料欄、2-3. 及び 3-3. の規格の改定年が誤っている。JESC E2011(2014)は、JESC E2011(2024)ではないのか。

A1：記載ミスであるため、2-3. 及び 3-3. の JESC E2011(2014)を JESC E2011(2024)に修正する。また、P4（2）、（3）にも同じ記載があるため、併せて修正する。

Q2：資料No.6-1、P41 及び P44、別紙 3 においても、改定案欄の記載が JESC E2011(2014)のままとなっている。

A2：P41 改定案欄 4 行目及び P44 改定案欄 3 行目の JESC E2011(2014)を JESC E2011(2024)に修正する。

Q3：資料No.6-2、P3 適合性の確認欄、審議内容については妥当と考えるが質問がある。IEC 61200-413（間接接触に対する保護）は、2009年に廃止されたとの説明があったが、廃止された理由はあるのか。廃止された内容を継続するというのは、腑に落ちない所がある。なお、審議を行った配電専門部会できちんと確認を行っていれば、問題はないと考える。

A3：事務局で確認後、別途回答する。

※ 確認した結果、IEC 61200-413 は 2009 年に廃止されたが、IEC 61200-413 に規定されていた接触電圧限度の「50V」は、IEC60364-4-41(2005)（低圧電気設備－第 4-41 部：安全保護－感電保護）において、「感電保護に関する交流電圧の上限値」で継続して用いられていた。なお、IEC 60364-4-41 は、電技解釈第 218 条に取り入れられている規格である。

Q4：資料No.6-2、P3 適合性の確認欄、「・」の 3 項目目の記述（「・故障の際の ～ 明確になる。」）は、技術評価書になじまないため、削除しても良いのではないか。

A4：資料No.6-2、P3 適合性の確認欄、「・」の 3 項目目の記述（「・故障の際の ～ 明確になる。」）を削除する。

Q5：資料No.6-5、P1 添付資料欄、添付資料として、3-1. ～3.3 に「全体評価書」との記載がある。一方、資料No.6-2～6-4 では「技術評価書」となっている。従来からこの記述となっているのか。

A5：民間規格のリスト化を行う場合、JESC で承認された後に外部公告が行われ、外部公告で承認されると、その次にプロセス評価委員会で審議が行われるという流れとなる。プロセス評価委員会では、JESC の技術評価書に更に資料が加わって全体評価書となり、これが国への要請書の添付資料となるため、要請書では「全体評価書」の記載となる。

### 5-13. 外部への公告案について

(審議)

事務局より、資料No.7 に基づき、本日審議した評価案件の外部公告案について説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

C1：P5、プロセス評価委員会の日程は「8月下旬(予定)」、同 報告は「8月下旬以降」となっている。プロセス評価委員会の日程が決まったため、「8月下旬(予定)」は「8/30(予定)」、「8月下旬以降」は「9/2以降」にそれぞれ修正すること。

Q1：P1 及びP6、外部への公告案、1. 件名で「廃止」又は「改定」となっているものは、2. 案件の趣旨、目的、内容等について に結果が記載されている。一方、1. 件名で「定期確認」となっているものは、結果が記載されていない。定期確認については、この様な記載で良いのか。定期確認の結果として、維持、改定、廃止等のいずれかになるのではないか。

A1：定期確認とは、確認の結果、変更を伴わないものを意味している。外部公告は文字数の制限があるため、従前よりこの記載となっている。もし、外部公告の文章で内容が読み取れない場合は、意見提出により資料を閲覧し、内容を確認することも可能である。

### 5-14. 前回(第 123 回)JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果

(報告)

事務局より、資料No.8-1 及び 8-2 に基づき、前回(第 123 回) JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果について報告があった。

なお、外部公告においてコメントがあったため、コメント及び回答案をまとめた資料も配付した。

**5-15. 国へ要請した案件の状況について** (報告)

事務局より、資料No.9に基づき、国へ要請した案件の状況について報告があった。

**5-16. 民間評価機関の適切性確認について (第 29 回電力安全小委員会への報告)**

(報告)

事務局より、資料No.10に基づき、国の第 29 回電力安全小委員会 (3 月 28 日開催) において、令和 4 年度及び令和 5 年度に JESC で行った民間規格のリスト化が適切に運営されたとの説明があった旨、報告があった。

**6. その他** (報告)

**6-1 経済産業省へ提出する要請書の記載について**

事務局より、資料No.11に基づき、経済産業省へ提出する要請書の記載は、今回より電技解釈に合わせた文章に変更するとの報告があった。

**6-2 次回の委員会開催日時**

事務局より、次回の第 125 回委員会は、令和 6 年 8 月 26 日 (月) 13:30 から開催する予定であるとの説明があった。

以上